

日本政策金融公庫の農林水産事業には

産業動物診療の 施設整備を対象とする 融資制度があります。

日本政策金融公庫の融資審査と、都道府県の診療施設整備計画の認定(獣医療法第14条)を受けた産業動物診療施設は、**日本政策金融公庫の長期低利融資**を受けることができます。

融資のお問い合わせ先

- ① 最寄りの日本政策金融公庫支店の農林水産事業担当
※ 詳しくは、公庫のホームページ参照

日本政策金融公庫 
<http://www.jfc.go.jp>

- ② 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班
03-3501-4094

施設の例

- 往診用車輛 ○診療施設用地、建物 ○既存診療施設の改築・増築
- 薬品保管庫等の増設 等

機器の例

- 超音波妊娠診断装置 ○プログラムフリーザー ○自動血球計算機 等

上記のような産業動物診療施設(*1)を整備する予定であり、都道府県から診療施設整備計画(*2)の認定を受けている獣医師や診療施設の開設者であって、以下のいずれかに該当する場合

1. 診療業務のうち、50%以上が産業動物診療である施設で
 - ① プログラムフリーザー等の整備により、産業動物に対する獣医療技術を高度化する施設
 - ② 往診用車輛等の整備により、産業動物の診療業務に従事する獣医師を増員する施設
2. 診療施設の新築・改築・増築後、診療業務の50%以上が産業動物診療になることが見込まれる施設

(*1) 産業動物診療施設:牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら等が診療対象の50%以上となる施設

(*2) 診療施設整備計画には、施設整備の目標、内容、実施時期、実施に必要な資金の額、到達方法等を記載いただきます。診療施設整備計画は、管轄の都道府県が県の獣医療計画に則したものが審査します。申請窓口は、管轄の都道府県の畜産担当課、又は家畜衛生保健所です。

融資条件

償還期限 : 10年以内(うち据置期間2年以内)

(* 東日本大震災の直接被災者は償還期限、据置期間ともに+3年)

融資限度額 : 負担額の80%まで(負担額に上限はありません)

金利 : 固定0.20% (* 東日本大震災の直接被災者は利子助成により無利子)(金利は令和2年5月18日現在)

担保・保証人 : 公庫と相談のうえ決定

(* 東日本大震災の直接被災者は実質無担保・無保証となる場合があります)

融資窓口 : 公庫直接又は、お取引金融機関を窓口として融資

注意) 別途、公庫の審査があります。

